

○ デジタル庁  
告示第十七号  
総務省

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）を実施するため、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成十五年総務省告示第七百六号）の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(認証設備室への入出場を管理するために必要な措置) 第十八条 規則第二十五条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。</p> <p>一 認証設備室（認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備（専ら電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の利用者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第二項に規定する利用者）をいう。以下同じ。）を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。）又は利用者識別設備（専ら利用者情報（利用者に係る情報をいう。以下同じ。）及び利用者識別符号（認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者をいう。）において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であつて、容易に推測されないように作成されたものをいう。以下同じ。）を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。）が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>「イ〜ニ 略」 「一 略」</p>	<p>(認証設備室への入出場を管理するために必要な措置) 第十八条 「同上」</p> <p>一 認証設備室（認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備（専ら電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）の利用者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第二項に規定する利用者）をいう。以下同じ。）を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。）又は利用者識別設備（専ら利用者情報（利用者に係る情報をいう。以下同じ。）及び利用者識別符号（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第六条第三号の二に規定する利用者識別符号）をいう。以下同じ。）を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。）が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。） 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>「イ〜ニ 同上」 「二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この告示は、公布の日から適用する。